

習志野市新習志野公民館 指定管理者候補者選定評価表

区分	選 定 項 目		評 価 観 点	配点	指定 管理者	A法人	B法人	C法人	D法人
共通 事項 条 例 第 4 条	1 市民の平等な利用の確保 (10)		(1)魅力ある施設とするために(魅力ある施設として広く市民に利用されるためには、どのような管理運営を行うか)	5	5.0	3.8	3.5	3.8	3.0
			(2)事業の広報と市民の意見の反映について(事業等を市民にどのように広報するか。効率的な管理運営のため、市民の意見をどのように取り入れるか)	5	4.0	3.0	3.0	3.0	2.5
	2 管理を安定して行う物的能力、財政的能力及び人的能力の保持(25)		(3)職員の研修計画と人材育成について	5	4.5	3.0	2.3	3.5	3.0
			(4)経理事務を行う上で留意する事項について	5	3.3	2.8	2.8	3.0	3.0
			(5)施設・設備の維持管理について(施設・設備の日常的な清掃等、快適な利用環境を提供するための対応についてどのように考えているか)	5	4.5	4.5	3.8	3.0	3.0
			(6)個人情報の保護の措置について(個人情報の保護にあたってどのような方針で管理運営を行うか)	5	3.5	3.5	3.0	3.5	2.8
			(7)緊急時の対応について(防犯、防災その他緊急時の対応についてどのように考えているか)	5	4.3	3.0	3.8	3.3	2.8
	3 当該施設の 効用を最大限 に発揮させる能 力及び経費の 縮減(15)	最大限発揮 させる能力	(8)サービス向上に向けた取り組みと苦情処理体制(サービス向上策等、施設の効用を最大限に発揮させる取り組みについてどのように考えているか。また、利用者からの苦情について、処理体制及びマニュアルの整備について、どのように考えているか)	5	4.3	3.8	3.0	3.0	2.8
		経費の縮減	経費の縮減 様式6収支計算書による	10	6.0	6.0	10.0	10.0	6.0
	共通事項 小計			50	39.4 ①	33.4 ④	35.2 ③	36.1 ②	28.9 ⑤
個別 事項	4 職員の待遇(10)		(9)職員の配置について(専門的知識を持つ職員の確保方法、配置についての考え方、その他の職員との配置割合をどのように考えているか)	5	3.3	3.0	2.5	1.0	3.0
			(10)職員の待遇(新習志野公民館に従事する職員の待遇[社会保険等]をどのように計画しているか。)様式5ー2職員配置計画書による	5	3.5	3.3	2.5	2.0	3.0
	5 公民館管理者としての適格性 (10)		(11)申請の動機・意欲(申請の動機及び新習志野公民館の管理運営に対してどのような意欲があるか。)	5	3.8	3.0	3.3	4.0	4.3
			(12)公民館利用者への配慮(乳幼児、児童、障がい者、高齢者等の様々な利用者の公民館利用に対する配慮をどのように考えているか。)	5	3.3	3.3	2.8	3.5	3.3
	6 公民館の管理運営能力 (30)		(13)主催事業の実施計画(「家庭教育」の領域について)	5	3.8	3.0	3.0	3.3	3.0
			(14)主催事業の実施計画(「少年親子」の領域について)	5	4.0	3.0	2.8	3.0	3.0
			(15)主催事業の実施計画(「青年」の領域について)	5	3.8	3.3	3.0	3.3	3.0
			(16)主催事業の実施計画(「成人」の領域について)	5	4.0	3.0	2.5	2.8	2.8
			(17)主催事業の実施計画(「高齢者」の領域について)	5	3.5	3.5	2.8	3.3	3.0
			(18)主催事業の実施計画(「地域協働・文化活動」の領域について)及び生涯学習活動の支援に関すること	5	4.0	2.3	1.8	3.0	3.0
	個別事項 小計			50	37.0 ①	30.7 ③	27.0 ⑤	29.2 ④	31.4 ②
	計			100	76.4 ①	64.1 ③	62.2 ④	65.3 ②	60.3 ⑤